

第2回神戸市発達障害児（者）支援地域協議会 代表者会議事要旨

日時：令和元年12月12日（木）18～20時

場所：神戸市立総合福祉センター4階会議室

【開 会】

議事内容

（1）前回あがった課題について解決策を見出す

（2）各委員からの主な意見・質疑応答要旨

下記のとおり

【資料説明】

（事務局）説明 「第1回神戸市発達障害児（者）支援地域協議会代表者会委員意見要旨」参照

（事務局）

障害者支援課が所管している発達障害児（者）への支援をすることは、子どもの場合、障害児相談支援事業所・児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所などのサービス提供にかかる事業所です。

大人の場合、障害者地域生活支援センター・地域活動支援センターという相談機関、活動の場の提供を所管しています。相談支援体制について相談をコーディネートする人がいないのではという話がありました。子どもの場合の相談は、民間事業所が中心になりますが障害児相談支援事業所、児童発達支援センター、地域生活支援センターとなります。おとなの場合は、特定相談事業所を始めとした民間の事業所があり、そこに児童のケアマネジャー的役割の相談支援専門員を増やすことを検討しています。また、障害者地域生活支援センターを中心に児童も大人も相談を行っており、障害福祉サービスの相談については障害者地域生活支援センターや区役所が行っています。

障害児通所事業所の質の向上という課題については、初めての試みで1月に約300か所の事業所に対して一斉の研修を考えています。また、医療機関から連絡する際に、個々の事業所がわかりにくいといった課題については、各区によってバラバラだった案内を全市統一して情報提供できるよう年度内に作成予定です。

（事務局）

就学前における障害児等の支援は、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等のほか、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施しています。

今回、有識者会議という形で、就学前の障害のある子どもの支援体制について、現状の課題や整理、ニーズの把握を行うとともに、広く関係者のご意見を聞きながら検討する場を設けたいと考えています。2月13日に第一回会議を開催させていただこうと考えており、当代表者会のメンバーにも一部委員に入ってもらおう予定です。また、障害児支援の課題と必要な支援策についての協議の場としての位置づけであり、この検討会議は既存の「療育ネットワーク会議」の「施策検討会議」としての位置づけで行い、第2回以降も引き続き開催予定です。

また、障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもを支援するために、支援機関を集めたハンドブックを年度内に作成予定です。どんな支援・どんな相談をどこで行っているのか、支援を受ける側にも、支援を提供する側にもわかりやすいハンドブックを2月中には作成できると思います。

【質疑応答】

(会長)

窓口がわかりにくいということで、ご説明いただきましたが、まとめていただくとわかりにくいということが良くわかりました。今の説明で何か質問はございませんか。

(委員)

相談窓口があることはわかったが、結局、子どもの場合、どこにいったらいいのか、資料を見てもわかりにくい。こども家庭支援室＝こども家庭支援課ということでしょうか。位置づけとしてはどうなっているのか、ワンストップになっておらず、非常にわかりにくい。保育所幼稚園の先生、保護者の方にお伺いすると、わかりにくいと言われる。私も本当にわかりにくいというのが実感です。資料「神戸市の発達障害児支援体制（こども）」に記載があるが、入り口と専門機関を横並びで書いてあり、つながりがどうなっているのかわからない。だれもが最初ここへという相談窓口が、区役所のこども家庭支援課なのか？

(事務局)

どういうつながりを作ればいいのか、また窓口では今現在どんなことをされているのかを個々に把握するのではなく、整理してどう繋がっているのかを今後本会議、有識者会議で意見を出していただいて、神戸市として考えていきたい。

ワンストップということですが、神戸市の場合は資料「神戸市の発達障害児支援体制（こども）」で説明しますと、区のこども家庭支援課に、こども福祉係とこども保健係の二つの係がありまして、保育とか母子保健事業である福祉や相談窓口事業がこども家庭支援課のひとつで出来るということでワンストップということでお伝えしています。こども家庭支援室というのは、児童虐待の関係でプロジェクト組織としてある、こども家庭支援課の中のこども保健係が事務局となって同じ区役所内にある生活支援課や関係課すべて含めてこども家庭支援室としていますが、実際には同じところだと思ってください。

(会長)

非常にわかりにくいというところを説明・整理するために、就学前における障害児等のために有識者会議をつくったということによろしいでしょうか。

(委員)

児童発達支援事業所、放課後等デイの質の向上のため来年1月に全市一斉の研修を行うということでしたが案内、申込はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

来年1月の案内は発送済みで、今参加申込を頂いているところです。

(委員)

資料「神戸市の発達障害児支援体制（こども）」の支援体制で、学校が並んでいるとなりに学童保育があるのですが、神戸市は政令指定都市で2番目に児童館が多い、7つある拠点児童館はJカフェ（発達のゆっくりなお子さんまたは気になる方が対象になっている）がある。そういう意味でも児童館は、子育てをはじめ、割と初期に出会える場であり、学童保育の位置づけとしても児童館という枠を入れていただければと思います。

(会長)

発達障害者支援センターそのものは子どもと大人をつなぐという役割をされておりますが、子どもから学齢期をつなぐという観点から縦のつながりと、こども家庭局の説明のように、横のつながりは就学前から考えていただく必要があるでしょうし、また学童期は教育委員会が中心となりながら児童館も含めて横のつながりをつくっていかねばならないのかなと思います。

前回の議論では、つなぐという意味で乳幼児期から就学前、就学後を境にしたつなぎ目をどうするのか、医療からの窓口がわからないなどの、5つの課題について意見をいただいたが、時間に限りがあるため、思春期世代の支援と支援機関の質の向上については、次回以降の課題とさせていただいて、乳幼児から就学前、就学後の時期における切れ目のない支援や医療の立場からの連携先、就労してからの支援・生活について課題を3つに絞って、本日重点的に意見を頂ければと思うのですがいかがでしょうか。

～会場異議なし～

(会長)

皆さんの意見をお聞きする前に、事前に事務局より本日欠席の委員の意見をご紹介します。

(事務局)【欠席の委員からのご意見】

前回の課題につきまして改善策としてご意見をいただいておりますのでご紹介させていただきます。

まず、切れ目のない支援につきましては県立特別支援教育センターの相談員をしているが継続的な支援をしていないようで、学びの支援センターも同じようです。

計画を示すだけでなく、継続して関わり、経過をみていく必要があります。コーディネーターは同時に連絡をとりながら支援方針を考えるような専門機関が必要です。支援体制については核になって招集する所が必要です。連携先につきましては、どうしても自分で動けない親が多いため、児童相談所の障害担当よりも一緒に動けるケースワーカーのような存在が必要。動けない親が追い込まれて孤立し、虐待となる前に一緒に動かなければならないのではないかと。

学校のコーディネーターは特別支援学級の担任や、養護教員との兼任ではなく専任である必要があります。

自分のところに診療に来られたお子さんが通学するにあたって、何か対応に困ることがあれば相談にきてほしいと学校に言っているが、相談されることが減ってきています。連携を考えたときに、連携をとれるシステムが必要になっています。区役所でもサービスの紹介や手続きの案内だけでなく、本来の意味の相談を行ってほしい。就労生活支援につきましては、法制度は整っているが受け入れる企業の理解がまだ十分といえない。また職場での助言や企業でのアドバイスが必要です。

医者からジョブコーチ、ジョブコーチから企業の流れをコーディネートする役割を担う存在も必要です。その他の意見としては、児童相談所はケースワーカーを配置し、すべてを受入れられるようにする必要があるのでないかと。

また神戸市には人材を育てるシステムが必要です。発達障害児(者)に関わる支援内容を外に発信するだけでなく、周知していくのが発達障害者支援センターの役割ではないだろうか。また発達障害者相談窓口の充実のために、相談窓口の人員配置を増やす必要があるのではないかと。以上です。

(会長)

ほかに、意見等ないでしょうか。では、1番目の課題「乳幼児から就学前・就学後の時期において切

れ目のない支援」についてご意見をお願いします。

(委員)

資料「神戸市の発達障害児支援体制（こども）」の発達障害児支援体制に関してだが、Aさんという子どもが検査をし、次の場所に紹介をしたとき、発達検査をしてから1年経過していないにも関わらず、また検査をされるという事実があっ

た。その方のナンバーを開いたら、検査成績・結果をすべて見れるような仕組みにすると効率よくできる。切れ目のない連携支援をすることで、同じ検査が繰り返しされる時間のロスとか、小さなミスが防げるのではないか。

10年以上前から中央区役所こども家庭支援課（子育て）で実施している事業では、発達検査をすべて中で行い、保護者を通して幼稚園や保育所に対し、どういった支援が必要であるかを伝えるなどの後方支援を実施。さらに3歳、4歳、5歳と3年続けて1年おきに検査を行い、その子の成長記録を確認し、どこが伸びどこが伸び悩んでいるのか、具体的に説明し、さらに次のステップについて、どこに行けば次の支援先につながるか親に説明をしている。中央区では以上のことを実施しているが果たして他の区ではどうなっているのか。

また、次の機関に行ったときに上手く切れ目のない支援を行えていないようである。検査結果など個人情報やデータ情報をほかの専門機関や区役所等各機関同士で共有できるようになればいい。神戸市内の専門機関との横つながりが上手く出来ないだろうか。1年もたたないうちに同じ検査が繰り返されることにより、様々な問題が生じてくるのではないかと思っているがみなさんの意見もお伺いしたい。

(会長)

個人の情報を保存して、それをどう有用化するか、また各区毎の制度の違いについて考えていきたいとのことでしたが、ほかにも学童期で乳幼児期からのつながりを考えていくということについてご意見ございませんでしょうか。

教育委員会については学齢前の子どもさんたちの情報をどういう形でうけとり、次につなげていくのでしょうか？

(委員)

小学校、中学校、高校と配慮を要する子どもたちの情報については、指導要綱の中にも書かれている、個別の支援計画を学びの支援ネットワークプランと呼んでいる。特別支援学校や通級指導教室などの場合、どのような病院や支援機関にかかっているのかをペーパーで作成することになっている。この個々の子どもに対する指導計画を小学校から作るようになっており公立幼稚園でも作られているところもある。幼児期から小学校への引継ぎということで特別支援教育課にインクルーシブ相談員という5名の元校長が配慮を必要とする子がいる幼稚園に出向き、内容を確認し、小学校に対し情報のつなぎ役を担っています。

学びの支援ネットワークプランを高校にもつなぐという取り組みも始まっています。教育委員会としては幼時から小学校につないだ時に配慮を要する幼児の情報があれば、やはり1年生にはいつてからの指導がスムーズにはかどるということで、学校側は情報提供をしてほしいということです。

(会長)

神戸市はすこやか保育という形で障害児保育をされているかと思うのですが、私立保育所からの情報提供は入学時にあるのでしょうか。

(委員)

情報提供がある場合と入学してからわかる場合とあります。1年生にはいって一番難しいのは、子ども自身が頑張っている1学期の途中までは通学できるけれども、運動会の練習がはじまったときに、自閉症等の発達障害の子どもは集団行動や大きな音が苦手ということで休みがちになることがあるので、情報提供をしてほしいが入ってこない場合もあります。

(会長)

おそらく家族の意向とかがあるのだと思います。保育現場からの情報提供がないということでしたが、神戸市における乳幼児健診マニュアル改定とともに今後のフォローアップ体制も、おそらくこども家庭局での有識者会議で検討していただけたと考えています。

(委員)

幼児期(保育園や幼稚園)から小学校への情報提供、つなぎという部分でいうと、私立保育園・認定こども園でも「子どもの育ちを支えるための資料」という引継ぎの書類があり、1年生に上がる前に5歳児の担任と入学予定の小学校とで情報提供するという形をとっていますが、保護者の意向で具体的なところまで伝えないでほしいと断られることもあります。そういった場合、実際ふたをあけてみると大変だということになるケースもある。情報が全くないということではない。それよりも発達障害のある子どもだけに限らず幼児教育と小学校教育がかなり分断されていたというのがあり、神戸市でも「神戸つばめプロジェクト」として幼稚園・保育園と小学校の連携をより緊密にしていこうという動きがここ2~3年ほど進められています。小学校の情報は小学校だけで孤立してしまうということがあるので、小学校と幼稚園の先生とが連携を取り、発達の気になる子どもたちの情報をインフォーマルな形で提供し進んでいくのではないかなと期待しております。神戸の教育が大きく変わろうとしているところだと思います。

(委員)

障害の有無に関係なく、手がかかる子どもの場合加配がつき、小学校にあがるときには情報共有の提案をご家族には伝えるということでしょうか。仕事で携わっている伊丹市では毎年140件ほどの発達の気になる子どもの情報を、事前に小学校には伝えてあり小学校就学前健診の段階で小学校側も判断を出すという形をとっているが、神戸市ではどのようにしているのですか。

(委員)

ケースバイケースにはなると思うが、幼稚園・保育所から学びのネットワークプランという形で引き継がれるが、保護者が拒否している場合は元校長がインクルーシブ教育としてできるかぎりの情報(こういった傾向がある等)を小学校に伝えるようにしています。幼稚園に出向いている支援員が保護者を通さず小学校に伝えたケースは昨年450件ぐらいあり、すべてが特別支援学級に入るとかではなく、気になりますという形になっていますので、具体的には障害がありますという伝え方ではありません。その点で整理されていけば学校のほうでも有難いと思われそうです。

(会長)

ぜひ、そのあたりの整理も行ってってもらいたいと思います。また以前お話が出ていたサポートブックの作成についてですが、情報交換がなかなか進んでいないようです。神戸市の中で統一できれば横

のつながりとなるため実現してほしい。自立支援協議会にはこども部会がすべてあるのでしょうか。

(事務局)

自立支援協議会のこども部会をもっているところもあり、横の連携等を検討中ではあります。

(会長)

学童期に一番接する機会があるのは教育機関かと思いますので、ぜひ横の連携等をお願いしたいと思います。それでは、次の課題『医療の立場からの連携先』のご意見をお願いします。

(委員)

医療機関からどこにつなげていいのかわからない。市行政はこども家庭センターも療育センターも範囲が広く関わりもないため敷居が高く、医療機関から直接紹介ができず、本人が直接療育センター等に行くことになる。3療育センターがあり、地域の中で医療的なネットワークができればありがたいです。そして療育を中心とした勉強会を開催していただいて、医療機関のネットワークも整備してほしいです。

(委員)

同じ意見で、現状関わりがない療育センターを一度見学してみたい。研修会も開催していただいて、みんなが集まれるようにしていただきたいです。

(会長)

療育センターの立場としてお話させていただくが、療育センターをよりオープンにしたいと思います。より解りやすくしていきたいと思います。また、児童相談所と果たすべきミッションの分担をはっきりさせたいと思います。そのことを、今後、こども家庭局に提案したいと考えています。

(委員)

学校とのつながりでいうと、学びの支援センターは不安解消ができうまくいっている。しかし、生徒個別の関わりという点で、今は私たち医者が学校に出向いてお話をすることができなくなって、学校側にきていただく場合に、すぐ動く学校もあるが、そうでない学校もあります。また、こどもには学校にいるコーディネーターの先生に相談しなさいと言っているが、実際連携できるコーディネーターが誰であるのか教えてくれないこともあるようで、親御さんが困っておられます。

市の連携の話になるが、療育センターで療育できなくなった年長の子どもについて、療育センターから紹介を受けているが限界がある。児童相談所はというと、竹田委員の発言どおり当事者の方の負担を考えると、データを共有してほしい。数値だけではなくプロフィールがいただけたらと思います。

(会長)

われわれの療育センターは小学校低学年までの療育ということなので、県の施設に紹介させていただいております。学校の先生方にも実際に来ていただいて作業療法士との関わりや訓練の様子をみていただいている学校もあるのですが、もう少しオフィシャルな形で動けるようになる必要があると思います。逆に、学校から医療へ紹介するときに、どこを紹介していいのかわからないという意見がありますが、そのあたりはいかがでしょうか。ほかに意見がある方はいらっしゃいませんか。

(委員)

個人情報と情報公開を勘違いされているのではないか、保護者が承諾しているのであれば公開してもいいのではないか。心理検査というのは数字をもらっても何もわからない、データをもらわないと子どもの支援ができない。ただ会議だけ重ねてもなんの意味もないのでよろしくをお願いします。

(会長)

では次の議題『就労してからの支援、生活の支援』に移らせていただきます。

(委員)

就労に関しては、事業所がたくさんでき、どこがどうなっているのかわからない。就労支援の成功・失敗例の共有ができているのでしょうか。

事業所機関、専門職の情報共有はもちろん大事だとは思いますが、大人になられた当事者の方たちに対しては、彼ら自身の力を活用できる機会をもてるようにしたほうがいいと思います。

芦屋市の発達障害の当事者会に行ったところ、忘年会の参加の仕方の学習をしていた。どこに座り、乾杯はいつすればいいのかと真剣に彼らは語っていて、とても興味深い内容となっていた。専門機関・専門職員だけでなく、もっと彼ら自身の力を活用できる機会を私たちが支援することが大事かなと思っています。

福祉事業所の資質向上のための研修を行う予定ということですが、関わる人（現場の職員）たちではなく事業所の運営責任者に問題があることが多いので、職員研修に来られた方が学び、職場に帰っても事業所の方針と違うということをつぶされてしまうことが多い。それ故に研修のやり方そのものを考え直していただいたほうがいいと思います。

(会長)

学校からの就労ということで、地域の企業・ハローワークとの連携はどうなっていますでしょうか。

(委員)

特別支援教育課の場合、支援コーディネータという元民間の方に地域の企業を回っていただき、生徒の就職先をさがしております。

特別支援学校では、中学部から職業意識をもってもらうために、地域の作業学習や体験をしたりと地域の企業の方にご協力いただき、職業指導していただいたり、職業体験などをさせていただいております。

神戸市の特別支援学校では就職率は低く、どうすれば企業就職に結びついていくのか。神戸市内には作業所がたくさんあり、作業所に就職される方がほかの都市に比べて多いためかと思われますが、関係機関とご相談・協力いただきながら就職率があがるように考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

特別支援学校とハローワークとの連携という部分ですが、特別支援学校に知的障害者の雇用を検討されている事業さんを集めまして、特別支援学校の授業風景や作業風景を見学していただいております。また可能であれば事業所における短期間の実習に受け入れていただき、作業実習風景を見ていただくうえで雇用につなげていくという取り組みを行っております。

特別支援学校の2年生ぐらいを対象に、特別支援学校を訪問し、親御さんお子さんを含めて就職相談を行い、本人の特性に適した職業を紹介していただいたうえで作業実習後決定するという取り組みを行っております。

(委員)

特別支援学校とハローワークとの連携でも、職業体験後に就職というのを多くの方が望まれているのです。わたくしどもがその時点でなにができるかと申しますと、ジョブコーチ（職場適用援助者）が

採用の時点で入らせていただいて、集中的な支援をさせていただき、その後雇用となって、定着にむけて事業所に出向き、現場の中でその本人だけでなく雇用管理をする側にも助言・援助をしていきます。だいたい3か月ぐらいの支援になります。その支援を事業所でも行い雇用管理をしていただくという形になります。採用後一定期間たったときに何か問題があった場合、コミュニケーションによる問題などがありましたら、職員派遣をいたしまして、どこに問題があるのか、どのようにしたら解決するのか、定着できるようアドバイスを行っています。

(委員)

就労推進センターでも職業センターと協力しながらジョブコーチに入らせていただいております。現在3名体制ではありますが障害をお持ちの方の就労希望者がどんどん増えてきていますので、今後ジョブコーチに入り、就労にむけて相談の中身を濃くしていくということで対応していきたいです。

(委員)

障害者就労に関して企業には非常に関心を持っていただいております。人手不足の中で採用困難な状況になっており、兵庫県中小企業家同友会では障がい者委員会を設けて、ここで企画をされた企業が特別支援学校を見学、働けるのではないかとの判断を経営者の方がされるということを、先日も須磨でも行いました。

どうつなげていくのかに、企業側も関心をもっておられますので、働けるということがわかれば定着につながるかと思われれます。支援機関としてもそこを証明していくことが必要ではないかと思えます。私共は発達窓口ならびに就労支援サポートと連携して動くことも、ジョブコーチと一緒に連携して動くこともあります。就職した後に当人の相談だけでなく、企業の中でかかわってくださる現場の方にご理解をいただき、どうやって関わっていくかということ、環境整備も、管理者の方の啓発も現場では非常に大事ではないかと思っております。会社の研修等で発達障害の特性の話をさせていただくと理解していただければ、対応の仕方を変えていただけたこともありますので、ともに働きやすい環境に変えていくということも非常に重要ではないか。発達障害の特性をもつ方だけでなく皆が働きやすい環境をつくっていくのが大事かと思われれます。

(会長)

企業の方の理解だけでなく、現場の方の理解、おそらく社会一般の啓発も必要と思えます。

就労を考えていくときに質的なこともそうですが、量的にはどうなっているのでしょうか。現状では足りないとか、今の状況でなんとかいけそうですか。

(委員)

専門の事業所は増えており収拾がつかない状態。質の担保というのが非常に重要になっています。就労支援事業所で相談するときも最初から障害者手帳をとりなさいとか、手帳なしではできないとか、デイケアに行きなさいといわれることがあるらしい。障害者だという決めつけが強い。

以前はもう少し丁寧に話を伺い一般で入るか、手帳をとるか判断していたものが、最初から手帳をとって2年間作業所に放り込むという形をとる。相談支援事業所をきちんとみていかないといけないと思われれます。

移行支援、定着支援については、3か月超えても面倒をみってくれる、利用者さんが頼りにしているところもありますし、またその逆もあります。定着を考えるのであれば、よりよく丁寧にケアしてあげてほしい。就労において意見書を出すだけでなく、意見交換したりする機会があれば、もう少し一方通行

にならずにすむのではないのでしょうか。

(会長)

質の問題というのは大きな問題で。そのあたりの資料を次回までにそろえていただいて、議論していきたいと思います。居場所や生活支援というところはどうか。

(委員)

就労というのは重要な課題であって進めるべき問題ではあるのですが、家から一歩でるところが課題という方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々に対しては就労ありきのアプローチではなく、人に慣れるとか他者と一緒に過ごすことが苦痛ではなくなる、自分の弱みだと思ふところが改善できるというような、ゆるやかな働きかけの中で、ご本人さんが希望する生活を考えていくということが必要なのではないかと考えております。現在事業所では17名の方に登録いただいておりますが、決まって行く場所がないという方と事業所以外居場所がないという方が7名いらっしゃいます。残り10名の方はほかの事業所等に行かれています方もいらっしゃいますし、週末は余暇活動などに参加されている方もいらっしゃいます。自分のことを表現できる場所として居場所を利用されている方、人に慣れるため、仕事の疲れをとりホッとされる居場所、いろんな形で居場所を利用されている方がいらっしゃいます。効果が得られ、次のステップへ移行し就労へ結びつくケースも徐々に増えてきております。一歩出るといふところの支援についてもご検討いただきたいと思います。

(会長)

事業所同士の横のつながりというのはあるのでしょうか。

(委員)

基本的に窓口からのご紹介が多いので、就労推進の方との連携はスムーズにとれていると思います。就労推進から移行事業所につなげる場合も、居場所の職員からお話をいただいたり、必要があれば専門機関に相談しながら行っていくということも考えております。

(会長)

就労だけでなく、乳幼児期からの移行の問題なども含めて、何か希望や意見がございましたらお願いします。

(委員)

全くかけはなれたお話になるかもしれませんが、幼児の発達に疑いがある祖母から問い合わせでどこに相談すればいいのかわからないというお話をいただいた。もっとわかりやすいように、ぜひ地下鉄などで張り紙をしたり公共の場で掲示してほしいとの意見がありました。

(委員)

たくさん窓口を提示していただいているのですが、学びの支援センターのように普通級の方は利用できるが支援学級にいる場合は対応してもらえなかったりと…自分の立ち位置によって相談だけなのか利用が可能なのか等細かいところまでわからないことがある。実際学校の先生も細かい所まで理解しておらず、親御さんなどとの話し合いで利用できるかどうかの判断をしています。自分の場合はどこを利用できるのか知ってすぐに使える、情報の整理もきちんとしていただきたいです。

(会長)

情報の質、出し方についても考えていかなければならないのかなと思います。以上3つのことについてお話していただきましたが、最後に、全体を通して、ぜひ伝えておきたい、言い忘れたという意見がご

ございましたらお願いします。

(委員)

今困っていることですが、強度行動障害の方たちについても考えていかなければならないのではないかと思います。強度行動障害の方はほとんど発達障害の自閉症系の方で、85%位おります。彼らは年齢を問わず、小学生ぐらいの小さいお子さんでもはげしい暴力、自傷行為などをひきおこしたりします。彼らの支援というのも課題かなと思います。

今までは医療の問題ということで精神科病棟にずっと閉じ込められていたが、現在の精神医学の視点から医療の問題だけではないと考えております。一時的な精神科の支援は必要だとは思いますが、それ以外の知的の発達・生活はどうしていくのか、支援が必要ではないでしょうか。

民間で事業所が立ち上がってきておりますが、とても大きな資金が要ります。日本の平均世帯年収を超える額が一時的には必要となるので、今後どうするのか考える必要がある。阪神事業団は、7つ持っているが神戸市は施設をもっていない、行くところがない、そういった人たちの支援を発達障害の支援のひとつとして必要なと思います。

(会長)

強度行動障害の方たちの生活の支援も考えていかなければならないのかなと思います。残念ながら神戸市では精神科病院を頼らざるを得ない状況であり、親御さんたちも先々を想像できない状況でありますので今後そのあたりについても考えていく必要があると思います。

そうしましたら、本日の会議では『乳幼児期から就学前・就学後の時期における切れ目のない支援』『医療の立場からの連絡先』『就労してからの支援、生活の支援』ということでご意見いただきました。その中で一步でも先に進めるような提言につきましては、問題があるという意見で留めるのではなく、それを解決するためにこういうことを提案しましょうといった所までもって行って、次回につなげて行っていただきたいと思います。それから今日、十分にお話ができなかった、『支援機関の質の向上』と、『思春期世代の支援について』は、次回年度が変わりますが令和2年度の代表者会でご報告いただくようお願いいたします。

(事務局)

閉会のご挨拶～